

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立致しました。

これより令和 3 年度第 2 回青梅市農業委員会を開会致します。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 10 番小峰委員さん、第 11 番森谷委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきまして御報告致します。

新型コロナウイルスの影響がありまして、緊急事態宣言のため、一切行事等は開催されませんでしたので、御報告致します。

議長

次に日程 4 の議案審議に入ります。

議案第 1 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願いについて」4 件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願いについて」ご説明します。議案の 1 ページをご覧ください。

整理番号 1 番

証明申請者、地番、氏名

主たる従事者、地番、氏名

買い取り申し出生産緑地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

農地所有者の さんが令和 2 年 12 月 18 日に死亡されたた

め、相続人である さんが生産緑地の買い取り申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、5月13日に野村委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

次に整理番号2番。

こちらにつきましては令和2年度第13回の農業委員会にて、故障を事由として、申請者を農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものとなっております。3月17日野村委員さんと現地調査を行い証明に支障なしと判断しましたが、令和3年3月19日に申請者で主たる従事者の さんが死亡されたため、相続人である さんを新たに申請者とし、今回証明願いが行われました。

現地調査でございますが、5月13日に野村委員さんと協議のもと、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号3番。

証明申請者、地番、氏名

地番、氏名

買い取り申し出生産緑地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

農地所有者の さんが令和2年10月3日に死亡されたため、
相続人である さんおよび、 さんが生産緑地の買い取り申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の

主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、5月12日に梅田委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

次に、整理番号4番についてですが、こちらは事務局主査の瀬川から御説明いたします。

整理番号4番

証明申請者、地番、氏名

地番、氏名

買い取り申し出生産緑地、地番、地目畑、面積

令和3年4月農業委員会において議案審議、議案第3号生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願いについて審議され、否決された議案について再度議案として図るものでございます。

議案第1号、別紙第1をご覧ください。

先月の農業委員会において4年前に亡くなった、
氏の主たる従事者証明を行おうとしましたが、当該生産緑地は不耕作で、4年も前であることから現地調査だけでは当時
氏が主たる従事者であったことを証明することが難しく、採決の結果、否決になった事案でございます。

先月の農業委員会以降、再度
氏の親族の方から聞き取りを行うとともに、加藤会長、川口土地部会長、鈴木委員さん3名の委員で現地立ち合いを行い、改めて審議を行うための材料が整ったため、再度議案として図るものでございます。

別紙1をご覧ください。

1番につきましては
氏のこれまでの経緯について記載しております。経緯を娘さんの
さんから聞き取り調査を行いました。

平成29年5月
氏が亡くなった際に代理人、
氏、娘さんになりますが農業委員会や都市計画課に一度相談し、相続が終わ

り次第、連絡をすることになりました。当時の経緯になるのですが、相続が完了したのちに農業委員会に主たる従事者証明が出せないかという事で相談があったのですが、この時点では農業を妻であるが継続して行うという判断のもと、主たる従事者は申請がされなかったものですとなります。

(3) です。 氏、奥さまですが年齢や体調などから営農が難しいと判断し、令和2年3月に再度農業委員会に問い合わせがありました。主たる従事者証明の様式を、代理人の さんにお渡ししました。

(4) コロナウイルスの流行により、市役所に来庁するのが難しく、1年経過した令和3年3月に申請書を、ここで初めて提出したものになります。

別紙1の2番。 氏の圃場管理について記載しております。

主たる従事者証明については、あくまで生産緑地において主たる従事者が、生前もしくは重度の障害を負う以前に、その土地において従事していたかどうかといった内容の証明になります。

(1) 圃場には梅の木が植林されていたという事で、当時、 さまが梅の木を植林して農業を行っていたと、PPVの影響により平成22年に全部伐採を行いました。

(2) 平成22年伐採後につきましても、 氏が耕運機をかけ雑草の処理を行っておりました。平成29年に亡くなったのですが、この後も奥さまの方で草刈り等の管理を行っていたとのことになります。

(3) 圃場の今回の現地調査になります。今回改めて農業委員3名と現地で さんと立会いを行いまして、その際に 氏に対して農業委員さんから当時の確認を行いました。また肥培管理を行っていたかの資料として、毎年の生産緑地調査の管理不十分リストの確認を行いました。それらによりますと令和2年度の管理不十分リストには、この土地が掲載されていたものの、令和元年度以前の管理不十分者リストには掲載されておらず、 氏が生前肥培管理を行っているとともに、亡くなった後も親族の方が、奥さまになりますが農地として適正な

管理を行っていたことが推測されます。現地調査を行った後、会長以下3名の農業委員さんによる協議を行った結果、これらの理由から 氏が主たる従事者として証明することについて、差し支えないものとして判断できると結論を得ました。

事務局からの説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

整理番号1番2番について野村委員さんの補足説明について何かございますか。

委員会

議席番号4番 野村貞良です。

整理番号1番について説明します。

3月2日、5月13日、本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。現在は栗の木、梅の木があった所は片付けられて、ジャガイモ、エンドウ、タマネギ等が栽培されていました。畑として問題なく管理されております。よろしくご審議をお願いします。

整理番号2番については、内容について事務局の説明通りでございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3番について梅田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員会

議席番号7番の梅田幸次です。

整理番号3番について説明します。

5月12日、事務局2名と調査しました。1段の畑、梅を主体に畑を耕して、所々にブルーベリーが数本ありました。栗の木も10本ありま

した。昨年10月まで農地として適正に管理されていた後が見受けられ、多少小さい草がありましたけれども、農地として管理されていた後が見受けられました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号4番について鈴木清委員さんの補足説明は何かございますか。

委員会

議席番号13番鈴木清です。

整理番号4番について、事務局からの丁寧なご説明がありましたので、本件について申し上げることはございませんが、先ほどの事務局の説明で、
さんが生前管理をしていたという事が、娘さんの証言で確認できたところ、および過去の生産緑地調査で特に問題がない、指摘を受けていないという事で、二つの観点から
さんが主たる従事者であると証明するという事が妥当だと致します。

議長

以上で担当委員さんの補足説明を終わりました。

本件につきましてご質疑ございますか。

ご意見ご質問無いようですので採決を取ります。

賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」4件は原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

なお、整理番号4のように圃場の確認のみで、主たる従事者の証明が難しい申請の対応については、本件を基に今後の土地部会で協議をして

まいります。

議長

次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」2 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」2 件を御説明いたします。議案の 2 ページを御覧ください。

整理番号 1 番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第 3 条の許可を得るためには、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 2 号 別紙 1》の調査書を御覧ください。

まず、第 2 項第 1 号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第 2 項第 2 号および第 3 号については、適用致しません。

次に第 2 項第 4 号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により 150 日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第 2 項第 5 号。許可することにあたっては、青梅市においては、

譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が アール以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、レモン等の果樹栽培を行う計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、5月18日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号2番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人は整理番号1番と同じです。》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど整理番号1番で申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査についても、整理番号1と同様です。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について川鍋委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員会

議席番号2番 川鍋です。

整理番号1番および2番について説明します。

5月18日、事務局、委員と同行いたしまして現地調査を行いました。

先月先々月と同じようにレモンの栽培をするという事で、小曾木地区の畑を購入されている方なのですが、今回の物件は4月購入された土地の、1メートルくらいの道を挟んだ隣の土地です。こちらは前から購入したいような話が出ておりまして、今回それが実現したという形になります。この土地も作物は作っていないのですが、草などよく手入れをされている土地でございます。環境的に総合的に見て、特に問題はないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る農用地利用集積計画の決定について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」3件を御説明致します。議案の3ページを御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第3号

整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第3号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は 令和3年6月10日から令和8年6月9日までの5年間。裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなど

が示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付け計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、水稻を行う予定になっております。

現地調査につきましては、5月18日に加藤会長と行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番。

《議案参照。読み上げ》

《議案第3号 別紙3》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。契約期間は令和3年6月10日から令和6年6月9日までの3年間。裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されて

おります。

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第3号 別紙4》の調書を御覧ください。

要件につきましては、先ほど整理番号1番で申し上げたとおりとなります。

次に作付け計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、大根を行う予定になっております。

現地調査につきましては、5月12日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号3番。

《議案参照。読み上げ》

《議案第3号 別紙5》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。契約期間は 令和3年6月10日から令和8年6月9日までの5年間。裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第3号 別紙6》の調書を御覧ください。

要件につきましては、先ほどの整理番号2番と同じ内容となっております。

また、作付け計画についても同じ内容となっております。

現地調査につきましては、5月12日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。整理番号1番について担当委員の私から説明いたします。

委員会

議席番号14番 加藤仁志です。

整理番号1番について説明します。

18日に田んぼの方に行ってきました。他の所も田んぼを借りていまして、手広くやっている方で、きれいにトラクターもかかっています、もうそろそろ木野下の方は水が入るという事で、準備を進めているということでした。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

次に整理番号2番および3番について森谷委員さんの補足説明をお願いいたします。

委員会

議席番号11番 森谷宏幸です。

整理番号2番について説明します。

5月12日、事務局2名と、本人立会いの下、現地調査を行いました。畑の状態はきれいになっておりまして、これから畑の土を作って面積、全てにダイコンを蒔いて収穫するとのことでした。畑としては問題ありません。

整理番号3番について説明します。

5月12日、事務局2名と、本人立会いの下、現地調査を行いました。これから土作りを行って、その後ダイコンを蒔き収穫するとのことでした。こちらも畑として問題はあります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきましてご質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。

議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。
(所有者・地番・面積を読み上げる)

はじめに、農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、《議案第4号 別紙1》のとおり、山林の様相等を呈している場合には、非農地状態であることを、農業委員会が証明するものでございます。

本件につきましては、《議案4》願出書のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

現在は当該地のすべての筆について、雑竹木が繁茂しており、非農地状態であることが確認できました。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても非農地であることを確認いたしましたので、非農地証明を行いたいと考えます。

なお、現地調査につきまして、5月13日に小峰委員と行いました。

また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、小峰委員さんの補足説明は何かございますか。

委員会

議席番号10番 小峰敏明です。

整理番号1番について説明します。

5月13日、事務局2名と現地調査を行いました。この場所は傾斜地で日当たりが悪く、長い間手が入っていない状態で山林化していますので、非農地証明を出す判断をしました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書をご用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、4件で1ページ

に記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、5件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、10件で3ページに記載されたとおりです。

議長

最後に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」については、1件で4ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 15時55分から開会いたします。